

●香川県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年6月10日

香川県監査委員 林 熱
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
西部林業事務所	平成26年4月10日
環境保健研究センター	平成26年4月14日
直島環境センター	"
環境管理課	平成26年4月23日
みどり保全課	"
廃棄物対策課	"
(資源化・処理事業推進室)	
みどり整備課	平成26年4月24日
森林センター	"
環境政策課	"
東部林業事務所	平成26年5月26日

- 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 契約について

(ア) 公用車を随意契約で売却するに当たり、2者以上から見積書を徴収する必要があったが、1者が辞退したため、他の1者の見積書により契約の相手方を決定していた。（西部林業事務所）

(イ) 産業廃棄物夜間・休日パトロール業務委託契約について、成果報告書の受領後に添付書類の日付の一部を修正液で訂正していた。（廃棄物対策課）

イ 物品について

毒物劇物について、危害防止規程を作成するとともに、使用の都度、容器ごとに在庫量を数量又は質量で管理する必要がある。

また、管理者による定期点検結果が記録されておらず、所属長への報告ができていなかった。

(森林センター)

(3) 検討指示事項

該当事項なし